平成十 第二千四百七号

(金曜日)

都市公園の区域変更. 土地改良区の定款変更の認可..... 地籍調査の成果の認証. 青森県指定金融機関等の指定の一部改正..... 漁業災害補償法による加入区の設定の一部改正 字の区域及び名称の変更...... 字区域の変更 地 処 公 告 目 分..... 示 次 (都市計画課) ... (農村整備課) ... **(**経 改団 振市 同 同 理 興町 課営 : Ħ. Ŧi. Ħ. Ħ. 껃

示

青森県告示第六百九十四号

項の規定により告示する。 森市長から青森市の字の区域を次のとおり変更する旨の届出があったので、 地方自治法 (昭和二十二年法律第六十七号) 第二百六十条第一項の規定により、青 同条第二

右の字の区域の変更は、平成十六年十一月二十日からその効力を生ずるものとする。

平成十六年十一月十九日

三七、二三九、二四六、二六五及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国 七一の三九まで、一七五の一二、一七五の一三、二三 から二三三まで、二三六、二 四の二五から一六四の二七までの各一部、一七 の二六から一七 大字大野字若宮一六三の一の一部、一六三の九の一部、一六四の一四の一部、 の三二まで、一七一の三 、一七一の三二、一七一の三七から一 の一五から一七

の二四まで、一七

有地の全部を青葉一丁目に編入する。

水路である国有地の全部を青葉二丁目に編入する。 板橋四四の一、四四の二九から四四の三一まで及びこれらの区域に隣接介在する道路 三の五の一部、四三の一四、四三の二四の一部、 大字浦町字奥野四 一の一の一部、四 四四 |の|四の|部、四 ||の|四、四 ||の|五、四 一の四、四 四 一の八の一部、 四の一の一部、大字浜田字 三の四の 四 部四 一の九の

二九の九の一部、二九の一三の一部、二九の一四の一部、二九の一六から二九の一八 ||三の二の一部、二三の三から二三の五まで、二三の六の一部、二四、二五の二の一 ら六六まで、六七の一部、 の二、四五の一から四五の三まで、四五の一七、四六の一から四六の七まで、 三四の二から三四の九まで、三四の一九、三四の二三、三四の二五、三五の一、三五 三二の二 、三二の二一、三三の一、三三の四の一部、三三の五から三三の九まで、 の各一部、 までの各一部、二九の一九、二九の二 の一部、二九の二一の一部、二九の二三の一 の一部、二九の二、二九の三の一部、二九の四の一部、二九の六から二九の八まで、 の二、二七、二八の一から二八の三までの各一部、二八の四、二八の五、二八の六の 部、二五の四の一部、二五の五、二五の六の一部、二五の八の一部、二六の一、二六 一部、二八の七の一部、二八の八、二八の九から二八の一一までの各一部、二九の一 八、|||の||の|部、|||の||三の|部、|||の|九の|部、|||の||二の||部 | 二の一部、| | 二の三の一部、| | 二の四の一部、| | 二の六の一部、| 二の七、| 二の 部、三一の三五、三一の三八の一部、三一の四四、 大字浦町字奥野四 一の一三の一部、四 の二、三一の一、三一の二、三一の一二から三一の一四まで、三一の二四の |||一の一、||一の九から||一の一一まで、||一の一三から||一の一七まで、 六八の一部、七 一の一四の一部、大字浜田字板橋二 の 大字浜田字玉川一八二の二の一部、三 三一の四八から三一の五 まで

青森県知事 Ξ 村 申

吾

四三の <u>ი</u> 接介在する道路、水路である国有地の全部を青葉三丁目に編入する。 九の七の一部、九九の一 、九九の一四の一部、三五六の一部及びこれらの区域に隣 四の一部、 の一、六の一、六 八三の六の一部、 <u>_</u>の の 部 兀 兀 _ の 部 八一の五、 五九の一、 <u>ග</u> _ ග 九一の一の一部、 部 の一七の一部、 三三の一部 八三の八の一部、 四四の一の 一部 八一の六の一部、 五九の <u>ი</u> 兀 兀 九一の四の一部、 大字浜田字豊田三八の五の一部、三八の六の <u>_</u> 部 六一の二、七八の四、 の一九の 部 兀 四五の七、 八三の一、八三の二二、八三の二三、八三の二 八一の一五、 五九の五から五九の七まで、 の五の一部、 一部 四六の一 九三の四の一部、 兀 八三の <u>თ</u> 七九の二、 四〇の七の一部 一の一部 の 一の一部、 部 九九の三の一 八一の二の一 四六の九、 四の 八三の五の一部 五九の九、 兀 部 一の一部 四六の一 の 部 部 一 四 の 五九 三九 九 八

田に編入する。二○九の八、二○九の一六に隣接する道路、水路である国有地の全部を大字浜田字豊びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の一部並びに大字浜田字玉川大字浜田字玉川一八二の二の一部、二 九の二一、三三 の一部、三三一の一部及

青森県告示第六百九十五号

で、同条第二項の規定により告示する。 森市長から青森市の字の区域及びその名称を次のとおり変更する旨の届出があったの本方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定により、青

るものとする。 右の字の区域及びその名称の変更は、平成十六年十一月二十日からその効力を生ず

平成十六年十一月十九日

青森県知事

Ξ

村

申

吾

七まで、 三の二、四 大字浦町字奥野四(三の一、 の一八から四二 六の二五の一部、 六の一、四 四の六、四 のニニまで、 六の三から四 兀 兀 四の七、四 三 の 一、 六の二六、四二の一の一部、 四二の三の一部 四三の一、四 六の五まで、 四の八の一部、 兀 兀 六の七から四 四 五の一から四 三の二 の 四二の一七の一 の 四 部 五の 四 兀

> 九 二、四二七の五、 二の七、一六二の九から一六二の一七まで、一六三の一の一部、一六三の四、一六三 一、一四二の一、一四二の三、一四二の五、一四二の六、一四二の八、一四二の一 の 部 三〇までの各一部、 二、四二三の一から四二三の八まで、 の五、一五の七の一部、一五の八の一部、 四の二七までの各一部、二二九、二五八から二六(まで、二六一の一、二六一の二、 四の八、一六四の一四の一部、一六四の二三、一六四の二四、一六四の二五から一六 九の二三、一六の一から一六 から一四二の二八まで、一四四の一、一四四の七から一四四の二七まで、一四六の一、 から一 九九の一一の一部、一 四二八の一部、 四二五の六の一部、 の五、一六三の七、一六三の八、一六三の九の一部、一六四の一、一六四の五、一六 一四六の三九、一四七の一、一四七の二、一四七の四、一四七の五、一四八の一から の一から一六一の一四まで、一六二の一から一六二の四まで、一六二の六、一六 五二の一三まで、一五二の一八、一五二の二三、一五二の二四、一五九の四、一五 四八の一まで、一四九の一から一四九の四まで、一五二の四、一五二の一一から の 一四の一、一 七の一部、 二 七 四八の一部、 大字浜田字板橋一三の一部、一四の一部、一五の一、一五の四の 四の四まで、一 一七の三の 四三五の 一五の一六から一五の 四 大字大野字若宮一四一の四、一四一の五、一四一の一、 四三八の一部、 四二七の七、 の一から四二一の四まで、 四 四 四二五の一から四二五の三まで、 六三及びこれらの区域に介在する道路、 部 一五の九、 四二五の一五の 六の一から一 |||の五の|部、 四の六、一 の一の一部、 五七二、大字大野字前田九九の三から九九の五まで、 四二七の八の一部、 一八まで、 の一一まで、一六一の一から一六一の八まで、 四二五の一 四 六の五まで、一 四の七の一部、 部、 一四の六の 一五の九から一五の一二まで、一五の一五 五の二一から一五の二七まで、 四二一の七から四二一の一六まで、 ||一の| 六の|部、 の 一、 一 四 の一部、 四二七の九から四二七の 五の一六、四日 四二五の四の一部、 部 四三五の二二、四三 六の六の一部、一 四二四の二八から四二四の 四の一の一部、一 四の八の一部、 水路である国有地の全部 二三の一七、 一七の一、 四二五の五、 一四一の三 一部一五 四四 匹 五の一三 六の七、 <u>=</u>の 四の二 四の

の二から五一の九まで、 四七の一から四七の四まで、 <u>_</u>、 四六の 五一の一一から五一の一三まで、五二の三、 四三の二、四三の五、四四の一から四四の九まで、 一から四六の一一まで、 四八の二、四八の八、 四六の 四八の一二、 一三から四六の一六ま 四八の一四、 五二の六、 四 五 五 五

の五、 五まで、大字浜田字板橋一 の一の一部、一 の四の一部、一 の六の一部、一一の 部 の九までの各一部 の 三の一から五三の三まで、五四の二、五五の一から五五の一一まで、五六の一から五 の一、一六の三の一部、一七の三の一部、二二の五の一部、大字浜田字豊田一八二の 大野二丁目とする。 一 六の八、一 六の九、一 七の一部、一 九、一一 、一一四、一七三から一七 の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部を新たに東 から一一の三まで、一一の六から一一の一まで、一二の一部、一三の一部、一六 から一三五の一五まで、一五一の一、一五一の二、一五二、大字浦町字奥野四二八 .. 部 四の一の一部、一四の七の一部、 一、一 三の二、一 三の四、一 三の五、一 三の八から一 三の一三まで、一 一の七、一 二の一、一 二の九、一 二の一一から一 二の一七まで、一 三 部 九九の一、 八七の一一、八七の一二、八七の一六、九の一、九の二、九 四三五、四三六の一、四三七の一から四三七の四まで、大字大野字前田八七の 六七の六、大字荒川字藤戸一三四の一、一三五の一、一三五の六、一三五の一 四三四の 六三の一から六三の三まで、六三の五の一部、 五六の五、五六の七、 九九の一一の一部、一 部 一から四三四の三まで、 六三の一、 六五の一の 六四の一から六四の三までの各 部 五六の八、 四の八の一部、一 五、一 六の六の一部 六五の二から六五の五まで、 四三四の五、 の一の一部、一 一の三、一 一の五、 五七の一から五七の六まで、 四三四の八から四三四の一 六三の六、 部 六三の七から六三 六七の一、六七 の四、 六四の五の一 九 の

の一三の一部 五の一五の一部、 大字浦町字奥野四 四の 一の八の一部 兀 一四の五まで、 一七の一部、 四二五の八、 四 四四 三の 三、 三、 四の三 兀 兀 四 四の五まで、 一の一四の一部で 四一の九の一部、 四二五の一 六の二七、 Ξ 一七の八の の一の一部 までの各一部、 兀 一四の六の一部、 の三三の一部 一五から四 三の二四の一部、 兀 兀 部 の 一 兀 兀 四の八の一部、 六の二八、 兀 四三八の一部、 部 四 三の一九まで、 _ の _ 、 四 三の三、四 四二四の七から四二四の二七まで、 _ の _ 五の四の一 四二五の一一、 兀 <u>ග</u> 四一九の一、四二の一の一 兀 四〇四の九、 五四二 三の二五、 から四 一の一二まで、四 一 三の四の一部 一の五から四 部 大字浜田字板橋四の一 四 兀 四 三の二の一部 兀 五の一三の一 五の六の Л 四の 兀 一の七まで、 六の二、四 四 一の一部 三の五の 部 四の一 から四 部 部 四 兀 兀 兀

> 三 の 一 二五の四の一部、二五の六の一部、二五の七、二五の八の一部、二五の九、二五の一 __ の_ 、__ の__、_ の___の一部、___の一、___の八から___の四 二の一部、 の水路である国有地の一部を新たに浜田一丁目とする。 介在する道路、水路である国有地の全部並びに大字浜田字板橋四の二、四の五の地先 の一部、二三の二の一部、二三の六の一部、二五の一、二五の二の一部、二五の三、 の九、|||の||の|部、|||の||、|||の||三の|部、|||の|四、|||の|五 で、二二の一、二二の二、二二の三の一部、二二の四の一部、二二の六の 各一部、一九の九、二 の二の一部、二 の三から二 の八まで、二 の 八の一部、 の三までの各一部、 一五の二八、一八の一から一八の三 まで、一九の四、一九の五から一九の八までの 、二八の二の一部、 四までの各一部、一五の二、一五の三、一五の四の 部 七の二、八の一、 部 一五の一三、一五の 五の一三から五の二 五の三四から五の三六まで、 四の四、四の五の一部、 四八の一部、 四 まで、 八の四、 六七の一部、六八の一部及びこれらの区域に隣接 一五の一五の 五の二八、 五の三八の 九の二の 五の一、五の四の一部、 五の二九、 部 部 部 部 一五の一九、一五の二、 九の三、九の四 六の四の一部、 一五の七の一部、 五の三 五の五、 の 九の一部、 一 部 二 — 五 の 五の一 五の

四 の 一 _ の 二九の四の一部、二九の五、二九の九の一 字浜田字豊田三八の五の一部、 の二四の一部、 九の二八まで、三一の三から三一の一一まで、 の一四の一部、二九の一五の 七の一部、 から二の一七まで、二八の一から二八の三までの各一部、二八の六の一部、二八の ら一九の八までの各一 三七、五の三八の一部、 一から五の二七まで、五の三 大字浜田字板橋四の二の一部、 部 一部、二九の二一の一部、 二八の九から二八の一一までの各一部、二九の一の一部、二九の三の一部 三四の一、 三一の二五から三一の三四まで、三一の三六、三一の三八の 部二 三四の \equiv 六の一、六の二、六の四の一部、七の一の一部、一九の五か 五から三二の七まで、三二の一二、 の一、二の二の一部、二の九の一部、二 一部、二九の一六から二九の一八までの各一部、 の一部、五の三一、五の三二、五の三三の 五から三四の一八まで、三四の一 三一の四五から三一の四七まで、 三八の六の 二九の二二、二九の二三の一部、 五の六から五の一一まで、五の一二の一 一部、二九の一二、二九の一三の 部 三 の 兀 の 一六から三一の二三まで、 _ 兀 三一の一九、 の二の一部、 二九の 三四の三一、大 部 一部、五の 五

の一部 兀 四 たに浜田二丁目とする。 九の一、二二九の二及びこれらの区域に介在する道路、 の一部 九九の九、 四の一部、 での各一部、 の二、一三の三の一部、一三の五、一三の七、一三の八、一三の九の一部、 九の二、九九の三の一部、 七の三から九七の二四まで、九八の一、九八の四から九八の一四まで、九九の一、九 三の六の一 の三から九六の九まで、 一の八から四一の二五まで、 の一、八一の二の一部、 部 四から一三の六三まで、一 三 の 一 八 <u>თ</u> _ 兀 八三の二四の一部、 ||の||から八||の| 四四の まで、一 一の一、一 一の三から一 一の四 まで、一 三の一、一 三 九五の九の一部、 の五の一部、 の 九九の一四の一部、 部 九五の一の一部、 の一部、一 三の一一、一 三の一二、一 三の一三の一部、 四の一七の一部、 八三の一四から八三の一六まで、 部 Ą 八三の七、 _ の 兀 兀 部 兀 九六の一の一部、九六の一一の一部、 九|の|の|部(の の二一から四 九九の四から九九の六まで、九九の七の一部、 九五の一五、九五の一八、九五の二 、九五の二一、九六 の七の 八三の八の一部、 八一の六の 四六の一の一部、 六四 まで、 九五の二の 匹 九九の一五から九九の二一まで、一 _ の の 四の四から一四の八までの各一部、 八三の一 部 五の一の一部、一 の 部 の 三 四 一七の 部 部 九一の四の一部、九一 の一部 八三の九、 ハーの七からハーの一 四六の一二の一部 の九から四 四 九五の六の一部、 八三の一七から八三の二一までの各一 まで、 部 <u>の</u> 兀 兀 八三の二、 から四日 水路である国有地の全部を新 八三の一一から八三の一三ま 五の四の一部、 一の一から四一の六まで、 の の一三まで、 Ý 一の五まで、 九七の一の一部、九 九五の七の一部、九 |の|の|部(八三の五の一 五九の 兀 一四まで、 の一九の 二六、二三 の一から一 兀 <u>_</u>の 九九の八、 四の一五 -三の 八 四三の一 の 部 部 九三の ー 四 の _ の _ 部 八 八 兀

Ξ 字浜田字板橋一、二の一、三の一から三の六まで、 の一部 ニまでの各 部 大字荒川字成瀬五八の一から五八の四まで、 部 六三の五の一部、 四の二から一 の 五、 <u>ი</u> 五の四の一部、 三の九の一部、 六四の四、 六 の六の一部、 <u>ი</u> 四の八までの各一部、 六三の七から六三の九までの各一部、 九の二の一部、 六四の五の一 -三 の -六一の一、六一の二、 の七、 部 一〇の一の一部、 の一部、一 _ の _ 五九の一から五九の三まで、 六四の六の一部、 四の一の一 四の九から一 六二の一から六二の六まで、 部 三の一三の一部、 大字浜田字豊田 部 六五の 六四の一から六四の 四の三の一 四の一四まで、一 <u>の</u> 一、 ー _ の の四の 部 部 三 の 六 兀 大

> 九の八、 で、二 三から二 八まで、二 九の一から二 九の三まで、二一一、二一二、二一 <u>6</u> 五の二、一九六の一、一九七、一九八の一、一九八の二、一九九の二、二 九二の一、一九二の二、一九三の一から一九三の三まで、一九四、一九五の一、一九 の一三まで、一八八、一八九の一から一八九の三まで、一九一の一、一九一の四、一 の九から一八四の一三まで、一八五の一から一八五の五まで、一八五の七から一八五 四まで、 五から一七九の八まで、一七九の一二、一八二の一の の三まで、一七八の六、 の全部を新たに浜田三丁目とする。 六二四 一三五の二、一三五の三、一三六の四、 六一の四から一六 四の一五の一部、 一七五の一、一七五の三、一七五の五、一七七の一、一七八の一から一七八 一八二の六から一八二の一五まで、 の三まで、二 一から二四三まで及びこれらの区域に隣接介在する道路、 五の四の 一の八まで、一六二の二から一六二の四まで、 部 - 七八の七、 - 七八の - 一から - 七八の - 四まで、 四の一六の一部、 の六から二 五の五から一五の七まで、一 一三六の五、 の一一まで、二 二の二から二 二の四ま 一八四の一から一八四の五まで、 四の一九、 一四六の三から一四六の五まで、 部、 一八二の二から一八二の 五の一の一 六から一 水路である国有地 一六九の七、 部 の一か — 八四 五

青森県告示第六百九十六号

定)の一部を次のように改正する。 昭和五十年九月六日青森県告示第六百六十六号 (漁業災害補償法による加入区の設

平成十六年十一月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

二の表蓬田村区域の項の次に次のように加える。

字根岸字山居及び字湯ノ区のうち、大字平舘、大平舘村漁業協同組合の地平舘村第二区域	域である。大字石崎の区区のうち、大字石崎の区平舘村漁業協同組合の地平舘村第一区域
1	1
底建網漁業	底建網漁業

二の表深浦区域の項の次に次のように加える。

は は は は は は は は は は は は は は										
丙あ あ のあ 区あ にのつ総つ総地つ総のつ総 い地てトてト区 ている いン・ンの・ンが・ン	舻ち	のうち、大字沢辺崎村漁業協同組合	乙の地区	大字松神の	区のうち、岩嶋村漁業	〒の地区	の地区	矿作漁業協	漁業協同組	及び船
		内 たの い地 ・区	網漁業であっ	総トン数十トン未満の漁船により行う漁業は、で、その地区の者が行う済勢	あ総トン数	の地区の者が行う漁業の地区の者が行う漁業の外の漁業であって甲	総トン	区の者が行う漁業	って、	総トン

舘村第二区域の項及び舻作区域及び岩崎区域の項を削る。 二の表舻作区域の項から岩崎村第二区域の項まで、三の表平舘村第一区域の項、 平

青

青森県告示第六百九十七号

部を次のように改正し、平成十六年十一月二十日から施行する。 昭和五十四年十月一日青森県告示第八百六号 (青森県指定金融機関等の指定)の

平成十六年十一月十九日

青森県知事 Ξ 村 申 吾

第二号の表中

「 青森県信用農業協同組合連合会 青森市東大野ニニ	' 青森県信用農業協同組合連合会 青森市大字大野
青森市東大野二丁目	青森市大字大野
」に改める。	を

公

地籍調査の成果の認証

より公告する。 年法律第百八十号) 第十九条第二項の規定により認証したので、同条第四項の規定に 弘前市が行った次の地域に係る地籍調査の成果について、国土調査法 (昭和二十六

平成十六年十一月十九日

青森県知事

Ξ

村

申

吾

	弘前市	市町村名
坂元	小沢	大
		字
		名
山蟹山苺沢 下沢下原田 のの 一一 部部	御広 笠野 見	小
		字
		名

土地改良区の定款変更の認可

堰土地改良区の定款の変更を平成十六年十一月十日認可したので、同条第三項の規定 により公告する。 土地改良法 (昭和二十四年法律第百九十五号) 第三十条第二項の規定により、

平成十六年十一月十九日

青森県知事 Ξ 村 申 吾

換 地処分

地処分をした旨の届出があったので、同条第四項の規定により公告する。 森市浜田土地区画整理組合から青森都市計画事業浜田土地区画整理事業施行地区の換 土地区画整理法 (昭和二十九年法律第百十九号) 第百三条第三項の規定により、青

平成十六年十一月十九日

吾

青森市長島一丁目一番一号 (発行所・発行人)

東 奥 印 刷 株 式 会 社青森市第二問屋町三丁目一番七七号(印刷所・販売人)

定価小口一枚二付十五円一銭 毎週月・水・金曜日発行

(6) 兀 九号) 第二条の二及び青森県都市公園条例 (昭和五十三年三月青森県条例第四号) 第 三条の規定により公告する。 する。) 次のとおり都市公園の区域を変更するので、都市公園法 (昭和三十一年法律第七十 位 置 名称 区域変更の期日 青森市 変更前の区域及び変更後の区域 平成十六年十一月十九日 平成十六年十二月一日 別紙図面のとおり (略) 青森県総合運動公園 (青森県県土整備部都市計画課及び青森県土整備事務所において一般の縦覧に供 都市公園の区域変更 青森県知事 青森県知事 \equiv Ξ 村 村 申 申

吾